

政務活動費の公開

○政務活動費の交付目的

市議会議員が調査研究その他の活動をし、その成果を市政の発展に生かすために交付します。

○交付対象

市議会の会派または会派無所属議員

○交付額

議員1人につき10,500円×月数×会派所属議員数(または無所属議員数)

○使途基準

調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費。

○返還

残額は返還します。

○収支報告書、領収書等の公開

ホームページで、収支報告書に加え、平成28年度分政務活動費から、「領収書」、「研修や視察調査等の報告書」など、政務活動費の支出に係る関係書類について公開します。

○根拠法令

- ・地方自治法第100条第14項から第16項まで
- ・滝川市議会政務活動費に関する条例
- ・滝川市議会政務活動費に関する条例施行規則